

保育施設ご利用の
保護者の皆様へ

白山市健康福祉部こども子育て課

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、ご家庭ではお子様の健康観察や感染症予防等にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、未だ市内保育施設における感染症は完全には終息していない状況です。皆様方におかれましては、感染拡大防止のため引き続きご家庭での感染症予防等を継続していただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご家庭における感染防止対策の徹底について

ご家庭においては、以下のとおり感染対策に努めてください。

- ・こまめな手洗い、必要に応じたマスクの着用
- ・日常における三密（密閉・密集・密接）の回避
- ・大人数や長時間に及ぶ会食を避けるなど「人と人との接触の回避」

お子様に発熱等の症状がある場合は、登園を控え家庭で様子を見るとともに、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談してください。

また、同居家族に発熱等の症状がある場合も、登園を控えていただきますようお願いいたします。

2. 保育所等の休園について

当該施設の園児や職員が陽性となった場合、最後に登園・出勤した翌日から

3～5日間程度、臨時休園（感染状況によっては、部分休園）します。

（感染者や濃厚接触者に指定された方以外で、どうしても仕事を休むことができません。園児を預けざるを得ない場合は、施設にご相談ください）

※施設が部分休園となり、同一施設に通う兄弟姉妹の一部（例：上の子のクラスのみ）が登園停止の対象者となった場合、その他の兄弟姉妹についても登園停止の対象となります。この場合、その他の兄弟姉妹についても、利用者負担額（保育料）は日割り計算により減額します。

3. 登園停止・登園自粛について

区分	対応	
在園児が陽性となった場合	登園停止	保健所が指示する期間
在園児が濃厚接触者となった場合	登園停止	健康観察期間が終わるまで
在園児の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合	登園自粛	濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで

※上記2又は3に該当し、欠席した場合の利用者負担額（保育料）は日割り計算により減額します。

施設の休園以外で、登園停止あるいは登園自粛の対応となった場合は、お手数ですが『利用者負担額減免申請書（施設で入手可）』にて申請してください。

※園児や同居家族が、「PCR検査を受けることになった」場合は、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。また、休日や夜間等、保育施設が閉所している時間にお子様へ感染の確認があった際の連絡先は白山市役所当直「TEL：076-276-1111（代表）」までお願いいたします。

4. 感染者に対する偏見や差別の防止について

誰もが感染する可能性があります。感染者、医療従事者、またこれらのご家族に対する偏見や差別は決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

※上記の内容については、今後の状況の変化により変更することがあります。

【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課
TEL (076) 274-9527